

関西労災職業病 8月号

(通巻第167号)

関西労働者安全センター

1988.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



● 労災保険法抜本改悪に反対しよう！	2
● 前線から(ニュース)	10
● VDT作業環境チェックのために⑥	15
● 学校施設アスベスト撤去工事一斉に	16
● 第15回フィールド合宿を終えて	19
● こんなときどうする②	22

被災労働者 切り捨ての

労災保険法 基本改悪に反対します！

労働省は、八月五日、労働大臣の私的諮問機関である「労働基準法研究会（災害補償関係）」（メンバーは下表の通り）の中間報告を公表した。同時に、同報告は、労災保険審議会全メンバーで構成する「労災保険基本問題懇談会」に提出された。

今後、労働省は、労災基本問題懇談会、労災審議会での議論を経て、次期通常国会への改正案提出する方針としている。

正は、四〇年ぶりの、労働基準法と労災保険法の関係の整理と労災補償の仕組みの変更という極めて抜本的な改悪となることは必至。

さらに、休業補償の一年半一律打ち切り・労災専門医委員会設置など補償の大幅カットとそれを行うシステムの確立を行うというもので、労災補償行政版「行革」の決定版といえるもの。この間、針灸治療制限、「長期」被災者打ち切り＝適正給付管理、振動病打ち切りとつづいてきた、被災労働者切り捨て政策の更なる推進を狙ったものであることは、一目瞭然だ。

▼使用者側の 要望そのままで 改悪内容

また、こうした政策の背景に、日経連など使用者側からの圧力があることをもう一度押さえておく必要がある。

労働基準法研究会（災害補償関係）名簿

座長	花見 忠	上智大学法学部教授
菅野 訪謙	下井 隆史	神戸大学法学部教授
和夫 和夫	東京大学法学部教授	法政大学社会学部教授
雄健 喜志	京都大学教養部教授	北海道大学法学部長
一郎 浩一郎	上智大学法学部教授	弁護士
夫郎 允子	上智大学法学部教授	
山口 保原	上智大学法学部教授	
西村 菅原	上智大学法学部教授	
若菜 若菜	上智大学法学部教授	

報じられているように、今回の改

労災補償制度の大改悪

▼

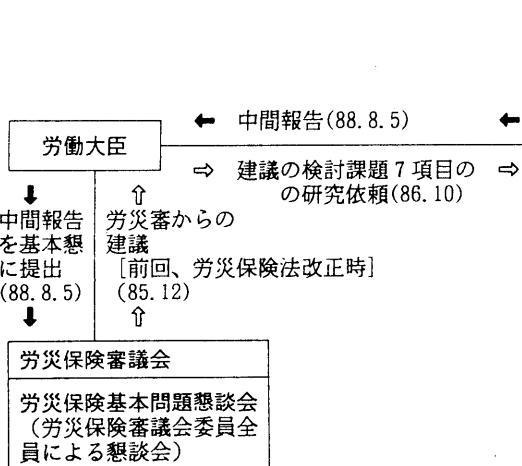
労災補償制度の大改悪

前回改正にあたって、日経連・使用者側は、労働大臣宛に要望書を提出している。

内容は、①使用者の不服申し立て制度の創設、②労災保険給付と民事損害賠償との関係（完全調整）、③労災年金と厚生年金との減額調整、④診査医制度の創設、⑤労働福祉事業の抜本的見直しの五項目であった。一方、最終的に前回改正案は、①使用者の意見申し出制度の創設（使用者の不服申し立て権に道を開くもの）、②一部休業者に対する休業補償の減額（リハビリ就労への悪影響）、③特別加入制度への事前健診の導入（実質的労働者の排除、加入の阻害につながる）、④労災年金の最高・最低限度額の設定などを主な内容にした問題の多いものであったが、政府は原案通り可決成立を強行した。

つまり、使用者側にとっては、不服申し出については足掛かりをつけた。五、他の制度との基本的な調整に係る労災年金と社会保険年金の全体

としての支給体系のあり方
六、労災保険給付と民事損害賠償との調整のあり方



労働基準法研究会（私の諮問機関）	
座長：荻澤清彦（成蹊大教授・労災保険審議会会長）	
(災害補償関係)	
座長：花見忠（上智大教授）他7名	

つつ、他の問題については、明確に実現しなかったものの、結局は保険給付の相当な切り縮め策が実現されるという結果になったわけである。そして他の項目も含め、下図に示すように、前回労災保険法改正（改悪）の際、最終的な労災審議会の建議の中に盛り込まれ、今後の検討事項として設定され、その検討結果なるものが、今回の労基研中間報告となつて出てきたいわけ。

具体的に「検討課題」として残されたのは、労基研中間報告も「はじめに」で述べているように、

一、制度の根幹に係わる労災保険法と労働基準法との関係のあり方

二、業務上外認定のあり方
 三、障害補償一時金、特別支給金等給付の給付体系及びその内容のあり方

四、特別加入制度のあり方

七、労働福祉事業のあり方

のおよそ七項目。

その「中間」回答が、今回の労基研中間報告であつて、それは、まさにきれいに先の使用者側の要望に沿つた内容が取り入れられているばかりでなく、それ以上悪い内容を含んでいる。これは大変な事態と言わなければならぬ。

▼
「どんな労災も
休業は
一年半まで?!」

問題点を項目的に列挙すると、つぎのようになる。

第一に、「症状固定＝治ゆの争いを避けるための給付体系の整備」として、休業補償を、症状とは無関係に一律一年半で打ち切り、それ以降は、障害補償（年金または一時金）を支給する、療養補償についてはいわゆる「症状固定」まで支給する方

式にするというもの。

現在は、休業が必要な場合には、休業補償が給付される。また、療養開始から一年半経過した段階で、障害等級一～三級に該当する症状であるときは傷病補償年金に移行する。

傷病補償年金に移行した場合、療養開始から三年で、労基法上の打切り補償を支払ったものとみなされて解雇制限がなくなる。ただし、治る見込のある病気については傷病補償年金への移行はしないことになってい

る。

つまり、症状に応じ、主治医の判断によって、個々の実情に応じた休業補償給付が行なわれている。

しかし近年、労基署は適正管理給付の名の下、患者・主治医に圧力を強めて早期打ち切りをすすめている。多くの被災者に対して、「症状固定」の名のもとに、休業補償も療養補償も打ち切っている中で、今度は

式」を導入するという。これは、もはや、使用者の災害補償責任を果たし、被災者の保護・職場復帰を可能にしていくという、労災保険法の本来の目的を完全に投げ捨ててしまうことに等しい。

労基研中間報告は一年半で打ち切る理由を「症状が安定した段階の休業補償は、その障害（治っていない場合も含めて）の程度に応じておこなうべき」「療養開始後一年六カ月も経過すれば傷病の症状も定常化する」だから、一年半で打ち切るといふが、これには何の根拠もない。労働省は「労災事故のほとんどが一年半以内で治癒しているから」とその根拠を説明していると報道されているが、理由になつていないことは誰の目にも明らか。これを言いたいために、ここ数年どんどん理不尽な打ち切りを強行してきたとも考え方がある。

休業補償が打切られれば、使用者

は解雇可能となるのであるから、働くことになる。一年半というのは、

健康保険の傷病手当金の扱いとおなじであり、つまり、私病と労災は同じ扱い、いや、医療は「症状固定」までだから、健康保険以下になるのである。

このようなことは、絶対に許されない。

労災火車専門医 委員会制度で 打ち切り対策？

第二に、労災専門医委員会の設置の問題。業務上外の認定だけでなく、休業・療養の必要性、障害等級の認定などのために、都道府県単位の労働大臣任命による専門医の諮問委員会（労災専門医委員会）を法令上位

会である。現在、内部的なものである都道府

県労働基準局の労災医員（いわゆる局医）制度を継承格上げしようというもの。

業務上認定・障害認定など行政判

断において、名前すら非公開の局医の意見が、不適に重要視され、現場をよく知る主治医やそれ以外の医師の意見が無視される場合が非常に多くある。局医と労基署等のやりとりが密室で行なわれ、一切明らかにされないまま、業務外決定だけが被災者に知らされる、こうした非民主的制度が局医制度の実態。今回の労災専門医委員会制度は、こうした、行政べつたりの局医を使って行政判断の根拠づけをする局医制度に法的根拠を与えるもので、極めて問題といえよう。

労基研中間報告が「従来から主治医の判断との関係など争いとなることが多いので、これらの認定に適正を期すため」とその目的を説明しているように、たとえば主治医の判断

を無視して、打ち切りをしやすくするためのものが、この労災専門医委員会だ。

労基法切り離し 使用者責任は ウヤムヤに

第三に、労災年金と厚生年金等の社会保険との調整を行なえると

いうもの。現在、両者は、支給事由が同じ場合（障害補償、遺族補償など）は労災保険の方が減額される、事由が異なる老齢年金の場合は減額調整はされないことになっている。労基研中間報告は、これについて基本的に完全調整を行なふと述べている。もともと趣旨の異なる制度によるものを調整すること自体が基本的にはおかしなことであるのに、完全調整をとはまったく暴論だ。

第四に、労災年金と民事賠償金との完全調整。労災一時金については

その額を限度として調整が行なわれている。年金についても、一定の方で調整されているが、それを完全に調整とせよというもの。（はつきりした方式は明示されていない）年金受給者の損害賠償権放棄（使用者責任追及の回避）を狙っていると考えられ、これも使用者側が言い続けている事項で、労働者側にとって到底認められないものだ。

第五は、労災保険法の適用を拡大し、その一方で、労働基準法第八章災害補償の廃止に言及していること。「暫定任意適用事業が廃止された場合は、労災保険の完全全面適用が実施され労働基準法（第八章）は適用される余地がなくなるであろう」と述べている。表現は柔らかいが、労災保険法が労働基準法に規定される使用者の災害補償責任を基礎にしているという現行の体制から、その原則を取り払うというもの。

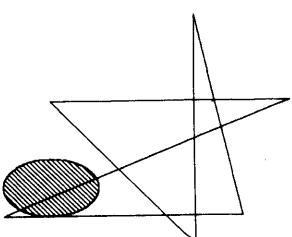
その他、年金の年齢スライド制の

導入、障害一時金の若年割増しなど耳ざわりの良い中味も盛られているが、しかし、誰がどう見ても、内容は抜本大改悪だ。

▼▽
抜本改悪粉碎へ
強力な運動を
作ろう！

以上のように、今回の中間報告に占められた法改正の方向は、負担の軽減と使用者責任の回避を求める使用者側の意見に沿つたもので、労働者に犠牲を強いるもの。

今後、関西労働者安全センターとしても関係団体、労働組合、全国各地域安全センターとともに抜本改悪に対する闘いを強力に推進していくものである。



労働基準法研究会(災害補償関係)の中間的な研究の概要

現 状 及 び 問 題 点	検討の方 向
<p>1 年齢間の不均衡・不公平</p> <p>(1) 年金の給付基礎日額</p> <p>年齢による賃金格差のため、①若年時被災者の壮年時の年金額及び②壮年時被災者の老齢時の年金額が稼得能力に即しておらず、不合理・不均衡が生じている。</p> <p>(2) 若年時被災者の障害補償一時金</p> <p>軽度の障害（8級～14級）に対する補償は一時金であり、若年時被災者は、障害の残る期間が長く、かつ、給付基礎日額が低いため、不利になっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「年齢スライド」の導入 年齢階層による平均的な賃金・所得の変化（例えば、昇給・昇進による変化や、定年後の再就職・引退による変化）に応じて給付基礎日額を改訂する「年齢スライド」を導入する。 ○ 年齢を考慮した障害補償一時金の充実 障害補償一時金について、若年時被災者ほど高い割増率をつける。
<p>2 介護の費用の補償</p> <p>① 1級及び2級の障害・傷病補償年金において介護割増算（給付基礎日額の68日分（1級）及び32日分（2級））を行っているが、障害等級表は実際の介護の必要度に応じたものではなく、給付基礎日額を基礎とする介護割増算では、若年時の被災者等賃金の低い者が重度障害を受けた場合、不利となる。</p> <p>② 労働福祉事業の介護料（月額38,600円）を支給しているが、介護割増算にこれをあわせても、実損額の補償に不足する場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の必要度に応じた介護補償の充実 介護の必要度を基準とする「介護等級表」に応じた定額の「介護補償給付」を新設する。 (代わりに、1級及び2級の介護割増算分及び介護料の廃止)
<p>3 症状固定＝治ゆをめぐる紛争</p> <p>① 症状が固定すれば、療養補償及び休業補償は終了することとなっているので、症状が慢性的な傷病等については、「症状固定＝治ゆ」の判定について医師の意見が対立することもしばしばみられること、また、療養補償が行われなくなることについて慢性症状を有する被災労働者に不安が存在する。</p> <p>② 重度の傷病の場合は年金に移行するが、軽度の傷病で「治ゆ」していない者に支給される休業補償の水準が、重度の障害を有する者に給付される障害補償の水準を上回る場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 症状固定＝治ゆの争いを避けるための給付体系の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 休業補償は一般に症状が安定する療養開始後1年6ヶ月までとする。 ② それ以後は、現行の傷病補償年金に該当する場合も含めて、その傷病による障害の程度に応じて障害補償を行う。 ③ 治っていない場合は、引き続き療養補償給付を行う。
<p>4 遺族補償年金の個別受給権の確立等諸給付体系の整備</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権</p> <p>① 遺族補償年金については、遺族（受給資格者）の範囲に孫、祖父母及び兄弟姉妹まで広く含まれているため、実際に扶養義務者のいる孫等までが受給資格者となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族補償年金の個別受給権の確立 近年の核家族化の実情に即し、 <ul style="list-style-type: none"> ① 孫、祖父母等の取扱い等受給資格者の範囲を見直す ② 配偶者及び子への重点配分を行う

現状及び問題点	検討の方針
<p>② 最先順位者のみを受給権者としているため、遺族間の配分争いが生じたり、労働者の死亡後家族が離散した場合の取扱いに問題が生じている。</p> <p>(2) 特別支給金の取扱い</p> <p>特別支給金は、実質的に保険給付に等しいものであるが、労働福祉事業として給付されているので、不服申立の対象にならないこと、差押禁止等の保護が受けられないこと、損害賠償受領の場合の支給停止や費用徴収の対象とならない等の問題が生じている。</p>	<p>③ 各受給資格者に独立の年金受給権を付与するなど、補償の必要な者にその必要に応じて確実に給付されるよう制度を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支給金の保険給付化 <ul style="list-style-type: none"> ① 「ボーナス特別支給金」は、労災年金の給付基礎日額に一定範囲でボーナスを算入することとして本体給付に織り入れる。 ② それ以外の特別支給金については、その性格を明らかにし、本体給付との整合性を勘案しつつ、その再編・保険給付化を図る。
<p>5 労災医療の充実と医学的認定体制の整備</p> <p>(1) 労災指定医療機関制度等の在り方</p> <p>労災指定医療機関は、充実した労災医療を適正に実施するため重要な役割をもつものであるが、その法的位置付けが明確にされていない。</p> <p>(2) 医学的判断の重要性</p> <p>業務上疾病の認定、治ゆの認定、障害等級の認定等労災保険給付の決定において医師による医学的判断が重要な事項が多くなっているが、一方で医学的判断をめぐる争いが多くなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災指定医療機関制度等の充実 <p>労災指定医療機関に対し、迅速かつ適切な診療報酬の支払を行うとともに、適切な労災保険医療の実施及び保険事務執行を確保するための規定の整備を図る。</p> ○ 労災専門医委員会の設置 <p>各都道府県単位に、労働大臣が任命する専門医から成る諮問委員会（労災専門医委員会）を設置する。</p>
<p>6 他の制度による損害賠償との適正な調整</p> <p>(1) 社会保険給付との関係</p> <p>同一の災害により労災保険給付と厚生年金等社会保険の給付とが併給される場合、現行の調整方式では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一時金と年金の場合とで調整方法が異なる ② 調整後の額が被災前の実質収入を上回る例が生ずる ③ 老齢年金は事由が異なるため、併給されるので、老齢時に年金の合計額が増加する等の問題がある。現行の調整方式は昭和35年、40年に労災保険に年金制度が導入された当時の暫定的な措置を基礎としており、今日では、いずれも相当に充実した労災年金と社会保険年金とが併給されることが原則となっていることを念頭において再検討する必要がある。 <p>(2) 民事損害賠償との関係</p> <p>業務災害が使用者又は第三者の故意・過失によって生じ、労災保険給付の他に、民事損害賠償を請求することができる場合に、同一の損害が二重に填補されることは不合理であるから、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険給付との適正な調整 <p>いずれも充実した二つの年金制度が存在する場合の調整方法としては、給付面から、</p> <ul style="list-style-type: none"> A両制度の目的により任務分担を行い併給が生じないようにする方法 B労災保険は業務災害による損害補償として先行し、社会保険は一般的な所得保障の観点から調整した給付を行う方法 C両制度の併給額が従前所得等を考慮した合理的な額を超える場合にはその額を控除する方法の三つが考えられる。 <p>労災保険は基本的には業務災害による労働能力（稼働能力）の損失の填補を目的としていることを基礎として検討する。</p> ○ 民事損害賠償との完全調整 <p>労災保険給付が一時金から年金になったことによって、労働能力の損失をより適切に填補し、補償が必要な期間は、必要な補償ができることとなったのであり、その給付の性格が変わったもので</p>

現状及び問題点	検討の方向
<p>労災保険給付と民事損害賠償とは調整される必要がある。</p> <p>労災保険給付が一時金であったときは、調整を完全に実施することが可能であったが、労災保険給付が年金化された後に、一時金と年金の調整について最高裁判例は、年金の将来給付分も含めて一括求償することはできず、また、民事損害賠償額の算定に当たり年金の既支払分は控除できるが、将来給付分は控除できないとした。</p> <p>このため、現在、</p> <p>① 第三者行為災害については、損害賠償請求権の時効を考慮して労災年金は3年分に限り支給停止又は求償を行う</p> <p>② 事業主責任災害については、使用者は民事損害賠償責任について労災年金の前払一時金の額の履行猶予が受けられる</p> <p>こととされているが、いずれも一部調整にとどまっている。</p>	<p>はない。従って、労災年金と民事損害賠償とは一時金のときと同様に完全調整がなされるべきであり、それを確実に行うための法律上のしくみを検討すべきである。</p>
<p>7 労災保険の適用拡大</p> <p>① 労災保険の暫定任意適用事業（政令で定める5人未満の農林水産業）における災害補償は労働基準法によることから、年金体系の労災保険に比べて補償内容に大きな格差があり、労災保険給付の改善が進むにつれて一層拡大してきている。</p> <p>② 労災保険の強制適用事業であるにもかかわらず加入手続をしていない未手続事業で業務災害が発生した場合、被災労働者は労災保険給付を受けるため使用者は労働基準法上の災害補償義務が免除され、他方、労災保険法上のペナルティー（費用徴収）もほとんど受けないという逆選択性となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模農林水産業における労働関係を把握することは困難であり、現状のまま暫定任意適用事業を廃止するとさらに未手続事業・逆選択性が増加するおそれがある。 ○ 逆選択性を防止する見地から、未手続事業の業務災害に労災保険給付を行った場合には、その費用（保険料のほか、年金の将来支給分を含む。）を一括徴収する（ただし、特別保険料のような形での分割納付を認める。）。
<p>8 労働基準法（第8章）と労災保険法との関係、業務災害を被った被災労働者に対する必要かつ十分な補償は、個別使用者の補償責任によって行うことは極めて困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害補償は、労働基準法（第8章）によらず、保険システムを用いて事業主の集団によって補償する労災保険法によるべきである。

前編から

自江分が

給食調理職の問題

「指曲がり症」で

全国調査

自治労は給食調理員の「指曲がり症」公務災害認定闘争を、具

害・腰痛特殊健診に際して、指曲がり症の一次検査を実施し、現在それに基づく二回検査を行っている。

また、東大阪学給労ではこれと平行して、「手根管症候群」に取り組みつつある。耳慣れないこの疾病は、手を多く使う職業の労働者

に多い疾病としてはごくあたりふれたもの。手首の組織が腫れてそこを指先の方に通じている神経を圧迫して、しびれ、痛みを生じるもの。現在、この病気によって療養中の被災者がいることから、組合として、公務災害申請について調査・検討を開始したところである。

“不当労働行為のアパート” JRで

がら通院治療を受けたが、痛みがひどくなり約1ヶ月間の休業を余儀無くされた。休業の後、職場に復帰し、通院を続けながら今日に至っている。

的には、岡山県のケースについて開始している。また、全国的にも「指曲がり症」について調査を行うなど、この問題について給食調理職場の安全衛生問題として取り組んでいくことを決定している。東大阪学給労でも、今回行われた頸肩腕障

JRに勤めるAさんは、事してきた。昨年、作業中に、腰痛を発症し、働きな

発症したのは、夜間作業中で、診断名は腰部捻挫（根性腰痛症）。紹介で松

大阪府本部も取り組み開始

浦診療所に通院するようになったことを一つのきっかけに、労災申請を考えるようになつた。ただJR移行に伴つて不当労働行為のデパートといわれる職場状況の点から、準備を積み重ねてきた。それに基づいて、労災申請の意志を担当上司に伝えたところ、予想通り、なかなか証明をしようといついないのが今の現状。それでも現場でなく本社の意向で遅らされているという状況が続いている。

当たり前のことを主張しているとするAさんの行動は現場の同僚からも共感をもって受け入れられており、Aさんは、会社に労災を認めさせ、労災認定もかちとつていきたいと決意を固めている。

H氏が、出張作業中に脳内出血を発症し、労災申請中の件について、支部、金本部北方オルグ、センターで淀川署と話し合いをもつた。

H氏は、一九八六年十一月出張先の兵庫県の製紙工場において、ポンプのメンテナンス作業中に倒れ、現在も療養中である。

発症したのは、それまで経験したことのないような激しい騒音と気温・湿度の高い製紙工場での作業中、力一杯ボルトをしめた直後だった。

この日は、執刀医の見解が示される経緯について署担当者に対しても説明をおこなうと共に早期認定を要請した。署よりは、今後、これまでの資料をもとに、結論を出す作業に入っていくとの説明がなされた。

組合は、そうした状況について意見書を提出、交渉の業務につくようになつた。

大阪 脳卒中で署文歩

全金桜製作所支部組合員

工場内作業に比べて、客先での作業は、精神的にも肉体的にもしんどいもの。

社側も労災である旨の意見を述べており、専門家としても片木健一医師（京都南病院）から鑑定意見が出されているところである。また、当初、労災でないと見解をとつていた執刀医も、具体的な状況の報告を組合から聞くなかで、業務起因性を認める見解を明らかにしてきているという現状である。

ほつたらかし、

大阪 下請溶接工の労災 損害賠償請求へ

工場構内下請けの溶接工として働いていたSさんは、

今年の一月の作業中、頭上から落下してきた鉄板に、顔面をかすり、上腕部を強打した。しかし、事業主は病院にさえつれていこうとせず、その上労災保険未加入を理由に労災申請の手続きさえ取っていなかった。

Sさんは、何の補償もないままで困り果てていたが、社会保険労務士のYさんに相談し、約三ヶ月たって労災補償の給付を受けることができた。その後の療養の

結果、かなり回復したものには後遺障害が残つ

会社に対して民事上の損害

ており、これまで通りの溶接作業を行うことができなくなってしまった。

この事故については、元請会社の作業員のミスで発生したもので、Sさんに過失は全くない。そこでSさんは、事業主とともに元請

会社の場合は、直接に雇われていた会社 자체がほぼ解散状態に近く、賠償請求に応える能力さえないので、災害発生責任を明らかにしてゆくことが重要である。

東南

9% 原告本人尋問 による大詰め

全金松本製作所支部組合

員梅本氏を原告とする難聴労災損害賠償裁判が大詰めを迎えている。

前回まで四回にわたって会社側証人の三浦製造部長

の証人尋問が行われた。こ

の中で三浦証人は、松本製作所における騒音作業（ハ

ンマーによる歪み取り、サ

ンドー掛けなど）の実態を

ど目に余るものがあつた。

これに対しても、原告側は

当時の同僚の小島証人をたて、三浦証言のデータラメぶりを明らかにしてきた。

さらに、そうしたウソを並

賠償請求を行うことにした。

Sさんの場合は、直接に

雇われていた会社 자체がほ

明らかにするため原告本人の証人尋問を申請したところ、採用が決まった。今回

の証人尋問が、おそらく最終の証人調べになると思わ

れ、地元東南地区評では、支援傍聴を呼びかけている。

これまでに提出されてい

る準備書面で、被告の会社側は、引火物であるガソリ

ンの使用を、印刷機のごく一部分だけと厳しく制限し

ていたにも関わらず、勝手に頻繁に使用していたと、

〇くんの過失を主張してい

る。しかし、〇くんはそう

いう指示はまったく受けた

ことがなく、当日もいつも通りガソリンを使って糊の

汚れ落としをしていた。ま

た、作業場所の一メートル

のところに石油ストーブの

火があつたことについての反論もなく、証人調べでの

ポイントは、作業の制限の有無と引火の経過に関する

争いに絞られるものと思われる。

大阪中央

○君労災訴訟

ユニオン
ひざろ

次回 本人尋問へ

会社の責任を明らかに!!

東地域合同労組の印刷工
〇くんの下肢大火傷労災の

損害賠償請求訴訟が、いよいよ証人調べに入る。

法廷は、九月十四日午前十一時より大阪地裁八〇六号法廷にて開かれる。本人

尋問にそなえ、東地域合同労組では傍聴支援を呼びかけている。

原発と闘う

— 石佐原発
被曝裁判の記録

「岩佐裁判の記録」編集委員会編

八月書館発行

1000円（送料込み）

全国の書店でお求め下さい。関西労働者安全センターでも取り扱います。

七月の新聞記事から

七・四 日新製鋼呉製鉄所で熱風炉が爆発、一酸化炭素ガスが噴出し、四人死亡三十人が重軽症

七・五 ガラス工場のプレス作業点検中の作業員が、機械にはさまれ死亡（兵庫）

七・二二 造船工場で溶接作業などに従事していじん肺にかかった元従業員八人が「原因は石綿を含む粉じんを吸い続けたためで、じん肺対策を怠った会社に責任がある」として住友重機械工業を相手に賠償請求を提訴（横須賀）

七・二三 農薬散布中のヘリコプター二機が空中衝突し水田に墜落、パイロット一人が死亡、一人重傷（秋田）

七・二四 中国自動車道のトンネル内で、大型トラックなどが衝突、炎上し十人が死傷した事故で行方不明になっていたクレーン車の運転手が現場近くで首つり自殺をしていたのが見つかる事故を防ごうとしたのに大事故になり、責任を感じたものと思われる（広島）

七・二五 広島、長崎投下の原爆による放射線の人体に対する影響を調査分析している放射線影響研究所は、新線量計算システム（DS86）で計算した人体表面被曝者のがんによる推定死亡率が、従来の暫定計算システム（T65D）に基づいたものに比べ、約三倍の高率となる最終解析データをまとめた。また臓器別でも乳がんリスクが約二倍に。これによりT65Dを目安にした国際安全基準は、根本的な見直しが急がれる

七・二六 ゴミ収集清掃会社の従業員が、深夜一人でゴミ収集中、接触した車の運転手と口論になり頭を殴られ死亡（大阪）

VDTチエックカード —コンピュータ端末、ワープロ、パソコンの点検のために
VDT機器の22項目のチェックがすぐ出来る。A4判 厚紙 一冊五百円（送料一七〇円冊数関わらず）

VDT労働のためのチエックポイント10 B5判20頁
作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。
領価一三〇〇円（送料一冊四〇円、十冊以上無料） 関西労働者安全センターで取り扱います。

VDT作業環境のチェックのために⑥

VDT作業のための机は、ブラウン管とキーボードを置くだけの充分な広さのものが不可欠である。特にキーボードの手前に手首を休めるぐらいの余裕があるかということは重要なチェックポイントだ。日本産業衛生学会の「VDT作業に関する勧告」（一九八五年）は、「キーボードに適合した手と腕の支持台が、上肢や肩の静的緊張等を避けるために必要に応じて利用できなければならぬ」とし、西ドイツの「事務部門における安全衛生規則」では、手首の支持部分になるスペースとして基準列キーと机の手前端の距離を少なくとも5cm空けることが必要としている。一方、労働省の「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（一九八五年）では、この点については何も触れていない。

また、これまでに行われているVDT作業者の各アンケート調査の結果を見ても、一九八四年に大阪労働基準監査院が実施した調査によると、VDT作業者が経験の中で、自分で工夫してキーボードの手前に、同じ高さぐらいになる手製の支持台を置いているケースが多く見受けられ、またメーカーによっては、支持台付の作業台を売り出している。

手はどこで休むのか

学会の「VDT作業

衛生研修所が行つた調査では四〇・二%が「手を休めるスペースがない」と答え、他の調査でも同様の結果が報告されている。一九六〇年代に多発したキー・パンチャーの頸肩腕障害の原因の一つに、上肢を中に浮かせた姿勢で反復繰り返し作業を主体とする静的姿勢が指摘されていた。

実際、旧式のキーボードが厚い肩のVDT機器で、手首を休める場所がない状態で作業を続けていた、普通の事務机で作業をしていて頸肩腕障害に被災した例も多い。最近で



学校の改修アスベスト一斉に撤去工事を 府は一日も早い公的処分場の設置を

八月に入り、多くの自治体は、学校施設の吹付けアスベストの撤去・改修工事を行っている。七月十五日に行われた自治労府本部と府教委との交渉では、吹付けアスベストの使用されている学校として四十二校園が公表されたが、この数は教室内の吹付けアスベストのみを対象としており、この夏休み工事を行う学校を含め、その数は四十二を上回っている。

東大阪

市教組等の追及でやつと撤去工事
センターが当初より関与してきた東大阪では、これまで知られていた十四校に加え新たに森河内小学校の放送室に吹付けアスベストが発見さ

れた。市教委は六月段階では一切工事を予定していなかつたが、「働く者に健康を! 東大阪連絡会」、市教組、梯(かけはし)市議らの追及にこの夏の撤去工事を決定した(工事は別表の通り)。

摂津

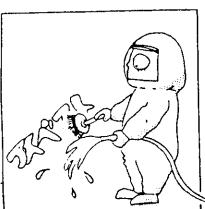
撤去工事父兄説明会で四項目確認

府教委の公表名簿にはなかつた摂津市でも、八月十七日より味舌小学校で渡り廊下に吹付けられていたクロシドライト(青石綿)の撤去工事が始まつた。一階、二階に比べ三階は天井が低いため、子供たちがほつきの柄でつづいて著しく剥離している。教組は改修工事をするよう市教委に要求してきたが、アスベストで

あることを市側が認めたのは六月になつてからであつた。工事が決定されても、生徒や父兄には一切知られないという状況であった。

このことを聞きつけたお母さんたちは、校長向けに行われる予定であつた業者による説明会を父兄に对しても行うよう要求、工事の前日十六日に行わせた。センターからも一名参加して行われた説明会では、①測定結果の公表②立入監視③一階一階は測定結果が出てから養生を外す

④独自の濃度測定、の四点が確認された。



アスベスト廃棄物の行方は?

ほつたらかしではすまないぞ

そのなかで問題になつたのはアスベスト廃棄物の処分地の問題であつた。業者の説明によれば、アスベス
ト廃棄物はコンクリート固化のうえ
認可を受けた産廃業者に委託、一般
の産業廃棄物として処分するとのこ
であった。市教委は一応処分地まで
見届けるということであったが、恒
つことになつた。

吹付けアスベストの撤去が行われ
るにつれ、この処分地問題は最も緊
急な課題として浮かび上がりつつあ
る。同じくこの夏休みに三校で吹付
けアスベストの撤去工事を行った富
田林市では、公的な処分地が決定す
るまで業者委託で廃棄物を保管させ

ている。豊中市でも、処分地が決定
していないので工事を見合わせてい
る、というのが市側の答弁である。

上記の摂津市での交渉の場では、業
者自身が府に対しても公的な処分地を
用意するよう要望を出しているとの
発言が業者から出ている。

現段階で最良の吹付けアスベスト
の対策は、①生徒、教職員、父兄、
周辺住民に吹付けアスベストがある
ことと工事を行うことを知らせる、
②撤去を原則に工法を選択、③アス

ベストの飛散を防ぐ厳密な仕様を確
立、④市民・労組などのチェック・
濃度測定、⑤廃棄物はコンクリート
固化か密閉のうえ公的処分地が決定
するまで保管する、であると考えら
れる。安全を期するため、最後の、
公的処分地が決定するまで保管する、
という方向を追求していきたい。

一斉に行われる各自治体の

学校施設アスベスト撤去工事

この夏の大阪府下各自治体の学校施設アスベスト撤去状況

東大阪市	石切小	アモサイト	撤去
枚岡東小	クロシドライト	撤去	
鶴子南小	アモサイト	撤去	
森河内小	クリソタイト	撤去	
北宮小	クリソタイト	撤去	
玉川小	クロシドライト	撤去	
金岡中	クロシドライト他	撤去	
吹田市	古江台小		撤去
青山台小		撤去	
吹田東小		撤去	
高野台中		撤去	
高槻市	柳川中		天井敷設による開い込み
阿武野中			天井敷設による開い込み
五領中			天井敷設による開い込み
八尾市	大正幼稚園		開い込み
高安西小			開い込み
桂中			未定
摂津市	味舌小	クロシドライト	撤去
別府小			撤去
第2中			撤去
富田林市	東条小		撤去
第2中			撤去
第3中			撤去
枚方市	高陵小	クリソタイト	撤去
桜丘北小	岩綿		撤去
守口市	とうだ幼		未定

以上述べた以外の自治体では吹田市が、古江台小、青山台小、吹田東小、高野台中の四校で撤去工事を行つた。廃棄物は業者委託で廃棄するとのことである。古江台小学校の場合は、校舎ほとんど全てに渡つて吹付けアスベストが使用されており、大規模な工事になつてゐる。

八尾市では、施設内に吹付けアスベストのある学校は十一校園である。その内八校は機械室など直接曝露の機会の少ない場所であり、残りは幼稚園、小学校、中学校が一校ずつある。場所は順番にステージの天井、体育館のステージの天井、講堂の鉄骨である。前二校園は昨年度中に匪い込み工事を行い、中学校については撤去を前提に予算を計上する予定である。

枚方市では、吹付けアスベストの有無の報告を各学校長に求めた結果高稜小（放送室、音楽室）にあることが判明、さらに桜丘北小学校には

岩綿があることが分かつた。市はこの夏休みに両校で撤去工事を行つた。

廃棄物は業者委託になつてゐる。

高槻市では、柳川中、阿武野中、五領中の三校で技術室の天井などの吹付けアスベストの改修工事を行つた。工法はボードを張る囲い込み工事である。業者は市内の一般業者。茨木市では、渡り廊下など教室外で吹付けアスベストの使われている学校、三校で撤去工事を行つてゐる。池田市でも三校、八月末をめどに撤去工事を行つてゐる。守口市は、一

アスベスト電話相談・・・その後

在庫を使つてしまひたい業者

長年の作業で健康が心配する業者

アスベスト対策大阪ネットワーク 第一件は、マンション建築の施工

では七月十三日から十五日までアスベスト電話相談を行つたが、八月に入つても同じ電話番号を通じて相談が寄せられている。その内一件ほど紹介しておこう。

校だけ残つており、秋に撤去工事を計画している。

大阪市では、東住吉区のA中学の体育館の天井に吹付けアスベストが発見された。その箇所は昨年の市教委の調査からもれていたものである。昨年淀川区を中心に十一校園の階段室天井の封じ込め+囲い込み工事を行なつた大阪市は、これをもつて市の学校施設には吹付けアスベストはないとしていたが、今後その対策を迫られることとなるだろう。

であった。業者の方は代替品はなくそれでやるといつてのことであつた。こちらの方でいろいろ問い合わせたところ、内壁、天井用にノンアスベストの珪酸カルシウム板が出て回っているところで、それに誓き換えてはどうかと回答した。

多くの建築業者は、倉庫にアスベスツ製品を抱えており、なんとかそ

れを消化するため、アスベスト商品を現場に回しているようである。現場の方は回ってくる建材を使って工事をし、アスベストを被曝するという構造のようである。

もう一件は、保温財としてアスベスツの取りつけ作業を長年行つてきた人からの相談である。もうもつたアスベスト粉じんのなかで作業し

てきたためアスベスト肺になつてしまつたとのことであった。医者には大丈夫だと言われているが、同じ仕事をしてきた友人はすでにガンでなくなつており心配だ、という内容。アスベスト問題の深刻さを改めて垣間見させる「相談」であった。

労働運動に具体的に結びついた学生・医学生の闘いを

第一五回フィールド合宿を終えて

第十五回フィールド合宿実行委員会

掲げたテーマ通り、参加者が労災職業病などの医療運動に、そして南

医学だけで守れない労働者の健康フィールドの経験を今後の活動に

今年で十五回目となつたこのフィールドもかつては五十人を越える参加がありましたが今回は二十一名。

最初に、フィールドでおじやました各診療所、労組など、私たちがお世話になつた様々な方にお礼を申し上げねばなりません。どうもありが

た大阪の労働運動にどれだけ学ぶことができたかは、参加者の今後の活動の「質」にかかわるので、今一概に今回のフィールドを評価することはできません。しかし、現場での交流・労働体験などを経て得られ

とうございました。

最初に、フィールドでおじやまし

た各診療所、労組など、私たちがお

世話になつた様々な方にお礼を申し上げねばなりません。どうもありが

たものは参加者一人一人の心中に刻みつけられたことだと思います。

討論のなかで、医療は労働者（＝

患者）が主体として変えていくんだ、

医療スタッフだけがいくらがんばってもダメなんだ、という点が確認できることは、現代医療にどっぷり漬かって育った医学生にとっては大前進だと思います。この点においても今回のフィールドは十分価値のあるものでした。

実行委としてフィールドを設定する中で、常に階級的視座から見つめようとしてきました。それは、良心的な医者が、結局は資本の為に労働力を再生産しているにすぎないという反省がこめられています。医学生が医者になる者としての立場性を捨ててはいけませんが、その職能特性のために自らを医学・医療分野のみ押し込めていた傾向は否めません。このフィールドを通して参加学生がいかに広い視野を獲得し、自ら

の立場を再認識できたかは、今後の一人一人の活動にきっと反映していくと思います。ぜひ見守っていて下さい。

学生の状況は労働界と同じく年々キビシクなってきます。しかし小数であっても、その少数がお互いに潰しあうことなく、ガッチリとした「関係」を持ち続けられれば、決して今まで終わらないと思います。

みであった。第一期は実行委の怠慢による準備の遅れ、情宣不足等が原因で六～八名の参加となつた。
三十日の夜は、松浦診療所の榎本祥文氏から講演を受けた。京大安全センターの話から労働者の安全衛生運動を通じて労働運動に関わり、現在の活動に到る榎本氏の話は、幅広く、興味深いものであった。

翌日は朝から全金大阪亜鉛支部を訪れた。硫酸の刺激臭と騒音の激しい労働現場を見学したあと、お話を聞いたが、「冬から体を慣らさないととても続けられる仕事ではない。ひどい場合は半日でやめた人もいる。」とのこと。午後は全金矢賀製作所支部で一時間半ほど働き、中村氏の話を聞いた。自主管理生産も経営者のあるなしではなく次第に製品そのものの信用を得ることによってなんとかやっていけるようになつたということであった。夜は全金田中機械支部で港合同の福田氏に企業

労働者の闘いの現場を

駆け巡った三日間

今年で十五回目を迎えるフィールド合宿の第一期は、七月三十一日～八月三日の四日間にわたって行われた。第一期は医学生でないもの、第二期は医学生（必ずしも一分されたわけではない）という初めての試

によって一時金等を見て違いはあるにもかかわらず、田中機械の泊まり込みをはじめとする地域共闘の強さ、若い労働者が少なくなっていること等、地域のつながりについて話を聞いた。

二日は、全港湾大阪支部加藤運輸分会へ行つた。沢山の荷物の積まれた倉庫等を見学した後、レジメ冊子まで用意して説明していただき、港湾労働の実態がよくわかつた。やくざ支配でなければ成立しなかつたほど重労働であったという話は現在の寄せ場の問題もつながると思った。

三日は、草津で連帶労組関西生コン支部新幹線保線分会に行く。ところが実行委の全くの不手際により約束の時間を一時間半も遅れてしまい、谷本氏に多大なる迷惑をおかけしたにもかかわらず、組合の結成から共にしんどさについての話が印象的であつた。夜は北摂トータル（生活者）ユニオンで産業構造の転換に寄るサービス業、パート雇用の増加と

いう状況下で、それまでは違つた形で労働運動を作つてゆこうという動きをするいろいろな人からの話が聞けた。

各労組のみなさん、本当にありがとうございました。

午後は全港湾建設支部治水工業分会におじゃました。自分たちで仕事を、そして赤い錆を落とす際に生じる粉塵の中で健康を管理してゆくことの良さ一命令されるのはないことーと共にしんどさについての話が印象的であつた。夜は北摂トータル（生活者）ユニオンで産業構造の転換に寄るサービス業、パート雇用の増加と

特に金による切り崩しのひどさは許せないことだと思つた。（本当にすみませんでした）

各労組のみなさん、本当にありがとうございました。これからもよろしく。

職場の安全衛生ハンドブック

安全衛生活動○職業性腰痛○VDT労働○粉じん職場の健康○振動障害○騒音性難聴○放射線被曝
有機溶剤・重金属○循環器疾患○メンタルヘルス対策○職場健康診断○健康調査○安全パトロール
労働安全衛生法令○労災補償制度

編集代表－中桐伸五 A5版 三三七頁
頒価一八〇〇円 送料二五〇円（冊数に関わらず）

こんなとおりうする

(2)

仕事の時間中といふこと

II

を依頼し、それに応じたのであり、特別「そういう依頼には応じるな」という会社の指示も無かったのであるから、合理的な行為であると判断されています。

日航機事故では非番の

スチュワーデスも業務上扱い

と、この行為は、前回に述べたように必要性や合理性を満たしているということになります。つまり、いわゆる「善意行為」として、業務に付

随するものと判断される訳です。

しかし、「善意行為」と言つても単に個人的に「良いことをする」ことというのではなく、あくまで業務行為に準ずるものでなくてはなりません。通りかかるまでは確かに運転中で業務と言えるでしょうが、けん引作業は本来の業務とは関係ありません。しかし、この運転手は業務でこの道を通らなければこういうことは起こらなかつた訳ですし、知らぬふりをして通り過ぎるというのもおかしなことになります。こう考える

極端な例になりますが、三年前の日航ジャンボ機の墜落事故の際、非番で郷里へ帰る途中に、たまたま乗り合わせて死「したスチュワーデスについて遺族に業務上災害の補償が支給されています。これは、機体の異常が判明した時から彼女は自発的に乗客の世話など、スチュワーデスとしての仕事を開始したと推測されることから業務行為中と判断された訳です。このように、常識的に見てそのような立場、事情にあれば、ほとんどの人がそういう行動を取つたであろうというように判断されると

いうことであれば、業務に付随する行為と認められます。

準備行為、後始末行為も

原則的には業務行為扱い

仕事の始まる前の準備中や終わった後の後始末中のときはどうなるでしょう。仕事の前には、着替え、機械などの点検や整備、体操など、後には清掃、入浴などがあります。あ

アスベスト対策をどうするか

アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編
日本評論社発行

A5判 一三〇頁 頒価 八百円 送料 二百円（冊数に関わらず）

グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガソン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 頒価 四百円 送料 一百円（冊数に関わらず）

アスベスト読本

(1) アスベストとは
よる健康被害 (4) 現行の規制と対策 (5) ILO石綿条約と勧告
神奈川労災職業病センター発行 B5版 56頁 頒価 三百円 送料 一百円（冊数に関わらず）

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

る銀行では、一日の始業前に館内に体操の音楽が流れ、全員が体操をすることになっています。その体操の際に負傷したケースでは、業務に付隨した行為として体操がとらえられています。しかし、なんでも準備や後始末というふうにはなりません。

例えば、ある工場で汚染作業を行なう人のために入浴設備がある場合、作業後に汚染作業者が入浴するという行為は後始末行為となります。

事務員で仕事上入浴する必要は特にないのについてに入浴したという場合は、単に事業場の施設を利用したというだけで、合理性、必要性がないことがあります。

しかし、このような判断は、その事業所の慣行、作業管理の状況、事業場施設の状況などによって範囲が異なってくるので、一律にこういう場合はダメとか良いとかいうことはできません。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

関西労災職業病

8月号(通巻第167号)

昭和63年8月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28